

中間指針第五次追補等に伴う追加賠償のご請求受付開始について

2023年4月

東京電力ホールディングス株式会社 福島原子力補償相談室

当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下「当社事故」）により、被害を受けられた皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

このたび、中間指針第五次追補[※]が策定されたこと等を踏まえ、追加賠償の請求受付を開始いたしますのでご案内申し上げます。

※東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補

【請求受付開始時期】 WEBサイトの場合 ▶ 2023年4月10日（月）

紙面請求書の場合 ▶ 現在の郵送先住所の確認後
（当社より、順次お送りします）

【ご請求いただける方】 当社事故時点における生活の本拠が、裏面の【賠償対象区域】にある①～③の区域にあった方。

【ご請求方法】 世帯代表者さまによるWEBサイトまたは紙面請求書での手続きとなります。
（世帯単位でのご請求）

【重要：ご請求にあたってのお願い】

ご希望の方のみ

世帯分割のご希望を承ります（受付中）

世帯分割を希望される方、請求手続きをご自身で行うことを希望される方は、ご請求前に以下の「ご相談専用ダイヤル」へご連絡ください。

ご住所の変更があるご世帯

郵送先住所の確認をお願いします

請求書類など大切な書類をお送りするための確認です。「WEBサイト」（4/10より）にてご確認ください。または「ご相談専用ダイヤル」へご連絡ください。

○ご相談専用ダイヤル電話番号

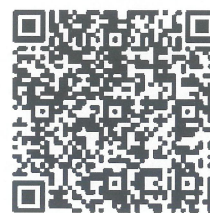
福島原子力補償相談室コールセンター

0120-926-470

受付時間：午前9時～午後7時（月～金 [除く休祝日]）
午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

※ご希望受付は、4/9 まではお電話のみとなります。

○WEBサイト



※WEBサイトのご利用にご協力ください。

ご請求時のお願い

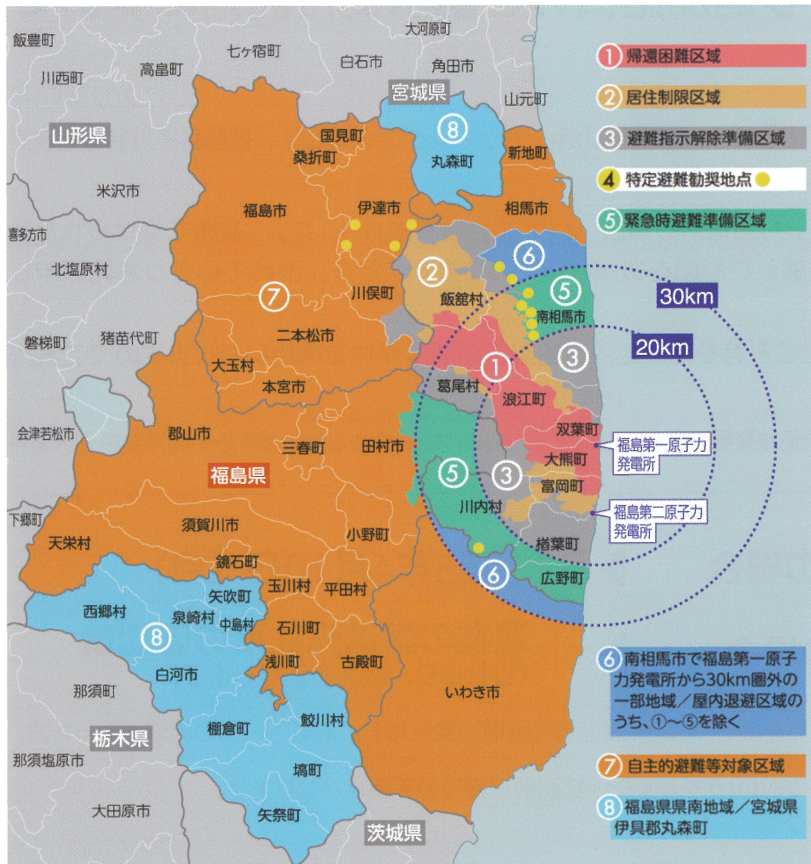
適切なお支払いのため **委任書・本人確認書類の提出**をお願いします。

【委任書】：世帯構成員さまが世帯代表者さまへ請求手続きを委任したことを確認する文書。

※紙面請求書とともに所定様式をお送りします（WEBサイトでのお手続き時はご入力後にお送りします）。

【本人確認書類】：請求手続きを委任した世帯構成員さま全員の運転免許証や健康保険証の写しなど。

【賠償対象区域】



- ① 帰還困難区域
- ② 居住制限区域
- ③ 避難指示解除準備区域
- ④ 特定避難勧奨地点
- ⑤ 緊急時避難準備区域
- ⑥ 南相馬市で福島第一原子力発電所から30km圏外の一部地域／屋内退避区域のうち、①～⑤を除く
- ⑦ 自主的避難等対象区域
- ⑧ 福島県県南地域／宮城県伊具郡丸森町

2013年8月7日、避難指示区域の見直し後の区域図
①～⑥は2013年8月7日の政府公示にもとづき記載

【お支払の対象となる損害】※1

- | | |
|------------------------------------|--------------------|
| 1. 過酷避難状況による精神的損害 | 2. 避難費用、日常生活阻害慰謝料 |
| 3. 生活基盤変容による精神的損害 | 4. 生活基盤変容に準じる精神的損害 |
| 5. 健康不安に基礎を置く精神的損害 | 6. 自主的避難等に係る損害 |
| 7. 福島県県南地域または宮城県丸森町における自主的避難等に係る損害 | |

上記 1. ～ 7. のほか、「精神的損害の増額事由」※2の請求開始時期については、当社ホームページをご確認ください。

※1：ご請求者さまの避難状況、過去のお支払状況により、お支払の対象となる損害は異なります。

※2：ADRセンターの総括基準を踏まえ中間指針第五次追補に示されたもの。

【WEB サイトについて】

- ・WEB サイトは、「世帯代表者さま」のみ、ログインいただくようお願いします。
- ・ログインにあたり、当社にご連絡いただいている「電話番号」および当社賠償請求における「お申し出番号※」をご入力いただきます。※「お申し出番号」に代わり、当社にご連絡いただいている「口座番号」でもログイン可能です。
- ・WEB サイト上でも世帯分割のご希望を承ります（4/10 より）。

【ご注意ください】

- ・当社社員を装って、個人情報（口座番号等）を聞き取ろうとするなど、不審なご連絡にご注意ください。
- ・東京電力が銀行口座の情報、パスワード等を電話でお伺いすることはありませんので、「振り込み詐欺」等にはご注意ください。

【ご不明な点やよくあるご質問】

「当社ホームページ（第五次追補専用ページ）」をご覧ください。

東京電力 追加賠償

検索